

過労死等防止啓発月間（11月）の実施事項

○国民への周知・啓発

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

【日時】11月6日（金） 18:30～20:30

【場所】天神クリスタルビル 大ホール（福岡市中央区天神 4-6-7）

【専用ホームページ】<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

〔参加申込方法〕事前に上記ホームページからお申込みください。

※案内リーフレット参照

2 ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身に関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、ホームページ掲載など周知・啓発を行います。

○過重労働解消キャンペーン（11月）の実施事項

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

〔過重労働解消キャンペーン特設ページ〕

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

1 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2 ベストプラクティス企業への職場訪問

福岡労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページで紹介します。

【日時】令和2年11月2日（月）午後1時30分

【場所】前田建設工業（株）天神ビジネスセンター新築工事（福岡市中央区天神 1-12-3）

3 重点監督の実施

労働基準監督署において、①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4 「過重労働解消相談ダイヤル」の実施

過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、専門職員（労働基準監督官）が休日無料電話相談に対応します。

【日時】11月1日（日） 9:00～17:00

0120-794（なくしましょう）-713（長い残業）

5 「過重労働解消のためのセミナー」の開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

【専用ホームページ】<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>